

## 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信輪会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事及び評議員をいう。

(報酬の区分)

第3条 役員報酬は、基本給、調整手当、通勤手当及び賞与とする  
2 非常勤の役員報酬は、非常勤役員報酬とする。

(報酬の支払)

第4条 この規定に基づく報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令及び理事長が定めるところにより役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合において、その者に対する報酬の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(基本給)

第5条 役員の基本給の月額、次のとおりとする。

1 理事長	220,000円
2 理事	150,000円
3 監事	100,000円

(調整手当)

第6条 基本給の月額に100分の18を乗じて得た額を調整手当として支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、職員の例に準じて支給する。

(理事会・評議員会の出席)

第8条 非常勤の役員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。  
2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(非常勤役員の報酬)

第9条 非常勤役員が理事会出席以外で理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第10条 非常勤監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 非常勤監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第11条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。尚、非常勤役員は、別表2の報酬に別表3の報酬及び旅費等を加算することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第12条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(実施に関し必要な事項)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定め理事会に報告する。

(改正)

第14条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成19年4月1日より適用する

2 この規定は、平成19年5月26日より適用する。

3 この規定は、平成21年4月1日より適用する。

4 この規程は、平成29年6月26日より適用する。